

学校事故対応に関する指針について

令和3年9月22日



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

学校事故対応に関する指針

指針作成に関する経緯

- 全国で、学校現場における重大事故・事件発生
 - ・ 体育活動中の事故（京都市プール事故、平成24年）
 - ・ 食物アレルギーによる給食事故（調布市給食事故、平成24年）
 - ・ 自然災害（大川小学校事故、平成23年）等
- 情報公開や原因の検証に対する学校及び設置者の対応について、国民の関心の高まり（平成26年大川小学校事故検証報告書）。
- 事件・事故後の学校側の対応を強化する必要性
- 有識者会議を開催し、事故後対応の在り方、対応の実態について議論（平成26年度）。
事故後対応の在り方について検討（平成27年度）。

- 平成28年3月に学校事故対応に関する指針を作成。
平成28年度から、同指針に基づく事故後の調査の実施などを都道府県等に依頼。

※ 幼稚園・認定こども園における事故、児童生徒の自殺、食物アレルギー事故には個別に対応指針があるため、本指針は適用されない。

学校事故対応に関する指針

文 部 科 学 省

指針に基づく対応

未然防止のための取組

- 教職員研修の充実、各種マニュアルの策定・見直し
- 安全教育の充実、安全管理の徹底
- 事故事例の共有（情報の集約・周知）
- 緊急時対応に関する体制整備

事 故 発 生

事故発生直後の対応

- 応急手当の実施
- 被害児童生徒等の保護者への連絡

初期対応時の対応

- 死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故については、学校の設置者等に事故報告
- 死亡事故については都道府県教育委員会等を通じて国に報告
- 学校による基本調査（教職員・児童生徒等への聴き取り等、調査開始から3日以内を目処に終了し、整理した情報を学校の設置者に報告）

学校の設置者による詳細調査への
移行の判断

詳細調査の実施

- 学校の設置者等が、中立的な立場の外部専門家等からなる調査委員会を設置して実施
- 調査委員会又は学校の設置者は調査結果を被害児童生徒等の保護者に説明（調査の経過についても適宜適切に報告）
- 調査結果を学校の設置者等に報告、報告を受けた調査結果については、都道府県教育委員会等を通じて国に提出

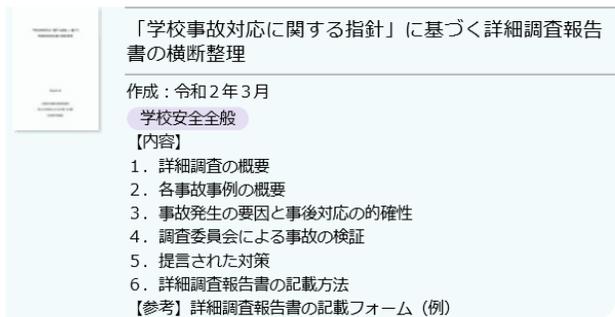
再発防止策の策定・実施

- 学校、学校の設置者等は報告書の提言を受け、速やかに具体的な措置を講ずる。講じた措置及び実施状況について、適時適切に点検・評価
 - 国は、提出された報告書を基に情報を蓄積、教訓とすべき点を整理した上で、全国の学校の設置者等に周知（文部科学省HP^{※4}に掲載）
- ※4 「学校事故対応に関する指針」に基づく詳細調査報告書の横断整理（作成・公表）

「学校事故対応に関する指針」に基づく詳細調査報告書の横断整理

詳細調査報告書の横断整理の公表

- 「学校事故対応に関する指針」に基づき、国は、提出された調査報告書の概要を基に事故情報を蓄積し、教訓とすべき点を整理した上で学校、学校の設置者及び都道府県等担当課に周知することにより、類似の事故の発生防止に役立てることとされている。
横断整理したものは文部科学省HP及び学校安全ポータルサイトに掲載。



https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryoku/index_publications.html

詳細調査報告書の横断整理の内容①

平成28年4月～令和元年10月までに文部科学省に提出された16件の詳細調査報告書のうち13件について横断的に整理した。

1. 詳細調査の概要

以下の①～③の項目により各事件事例について横断的の俯瞰を行った。

①事故に関する項目

事故発生時期、活動種別、事故発生場所、事故を受けた当事者の属性、事故発生の経緯、事故後の経緯、事故発生後の対応等

②調査委員会に関する項目 委員会の構成員、委員会開催回数等

③事故発生の要因分析

事故が生じる際の様々な要因がどのように関係しあっているのかを明らかにするため、m-SHELLモデルを参考とし、右記表1.1の通りあてはめた。

詳細調査報告書の横断整理の内容②

表 1.1 m-SHELL モデルの各要素

m-SHELL モデル	m-SHELL モデルの 各要素の意味	学校事故に読み替えた場合の 各要素の意味
S(Software)	作業手順や作業指示書、作業指示の出し方、教育訓練などのソフトに関する要素。	学校事故を防止するための研修や安全教育、マニュアルや規則、指導計画など。
H(Hardware)	作業上の装置やシステムといったハードに関する要素。	授業や部活動で使用する施設や器具など。
E(Environment)	照明、騒音、温度、湿度といった作業環境に関する要素。	事故発生時の温度や湿度、照明などの物理的環境、その他の事故に影響を与えたと考えられる環境など。
L ₁ (Liveware ₁)	当事者本人に関する要素。	当該事故で被害児童生徒を直接指導していた教員やスタッフなど。
L ₂ (Liveware ₂)	当事者周囲の同僚や関係者、相手に関する要素。	被害児童生徒及びその家族、被害児童生徒以外の児童生徒。
m(management)	組織や体制、職場の雰囲気づくり、安全管理などの要素。	事故に対する学校側の指導体制、指導方法、安全管理。

2. 各事件事例の概要

詳細調査報告書の内容を要約した。また、報告書内で提言された対策をm-SHELLモデルに当てはめて整理した。

3. 事故発生の要因と事故対応の的確性

事故が発生した背景にどのような要因があったのか整理

4. 調査委員会による事故の検証

調査委員会の構成員と検証、各段階での保護者への対応等について整理

5. 提言された対策

学校側の危機管理の面で今後に向けた教訓と考えられる事項についての整理

6. 詳細調査報告書の記載方法

詳細調査報告書の標準的な記載項目の提言

「学校事故対応に関する指針」に基づく適切な事故対応について(通知)

1 基本調査の速やかな実施及び保護者への丁寧な説明について

学校は、事故発生後速やかに基本調査を行うとともに、その結果及び経過について被害児童生徒等の保護者等に十分な説明を行うことが必要であること。

また、事故発生後は、保護者の心情に配慮しながら、丁寧なコミュニケーションを心がけ、保護者との継続的な関係性を構築することが重要であること。

2 詳細調査への移行判断及び実施について

詳細調査への移行の判断は、基本調査の報告を受けた学校設置者が、指針の「3-3 詳細調査への移行の判断」(下記の「学校事故対応に関する指針」抜粋を参照)を踏まえ、被害児童生徒等の保護者の意向に十分配慮し適切に行う必要があること。また、調査の実施にあたっては、学識経験者や医師、弁護士、学校事故対応の専門家等の専門的知識及び経験を有する者で構成する調査委員会を設置し行うこと。

3 都道府県教育委員会等の指導・助言及び国への報告について

学校及び学校の設置者における対応が不十分であると考えられる場合には、都道府県教育委員会又は私立学校担当部局等は、指導・助言を行うことにより、適切な対応を促す必要があること。

また、都道府県・指定都市教育委員会又は私立学校担当部局等は、学校及び学校の設置者による事故報告を徹底させるとともに、学校の管理下における死亡事故が発生した場合には、速やかに国まで一報を行うこと。

なお、基本調査の結果や詳細調査への移行状況についても国に情報提供を行うこと。